

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2972号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

### 1 答申の件名

「電子メール（平成27年8月27日14時15分受信分）」及び「ケース移管（担当者変更）について」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2972号】

### 2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2972	令和元年12月13日	令和元年12月27日	令和2年3月27日	令和2年4月21日	個人	市長

### 3 対象保有個人情報、原処分の内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2972	「電子メール（平成27年8月27日14時15分受信分）」（以下「個人情報1」という。）及び「ケース移管（担当者変更）について」（以下「個人情報2」という。個人情報1及び個人情報2を総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報一部開示</p> <p><b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第7号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報1 （開示されると、戸塚区福祉保健センター生活支援課（以下「区生活支援課」という。）と嘱託医との間の信頼関係が損なわれるとともに、今後、審査請求人本人に対する所見が求められた場合、嘱託医が率直な見解を示すことを躊躇する等、審査請求人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じる現実的なおそれがあるため。）</li> <li>・個人情報2 （開示されると、それが本人の認識と異なっていた場合、ケースワーカーとして、審査請求人を継続的に支援することを任務とする担当者と審査請求人との間の信頼関係が損なわれ、ひいては今後の適正かつ円滑な指導</li> </ul>	開示範囲を拡大すべき

答申 番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会 の結論
		援助が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため。）	

#### 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
2972	<p><b>《訴訟等の統括及び調整に係る事務並びに生活保護に係る事務について》</b></p> <p>ア 訴訟等の統括及び調整に係る事務について  総務局総務部法制課（以下「法制課」という。）では、実施機関を被告とする訴訟が提起された際、当該訴訟に係る業務を所管する各区局の所管課と連携し、当該所管課を支援している。  法制課は、所管課を支援するに当たって、所管課から訴訟追行のために必要な資料の提供を受ける。</p> <p>イ 生活保護に係る事務について  生活保護事務においては、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて金銭の給付や医療・介護等の現物給付を行っている。横浜市では、法第19条第4項に基づき、横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年12月横浜市規則第111号）を定め、法による保護の開始、変更、廃止等の事務を各区の福祉保健センター長に委任している。また、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）第2条に基づき、「生活保護法に規定する保護等の決定及び実施に関すること」は、各区福祉保健センター生活支援課が行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>ア 本件保有個人情報は、審査請求人が提起した生活保護の申請に係る訴訟の支援に当たって、法制課に対して区生活支援課から提供された資料である。このうち、個人情報1は、審査請求人に対する医療扶助の決定等に伴う専門的判断及び必要な助言を得るため、区生活支援課が嘱託医と嘱託医協議を実施した後、その協議結果について、健康福祉局生活福祉部生活支援課から法制課宛てに送信された電子メールである。  また、個人情報2は、区生活支援課において、生活保護受給者である審査請求人の担当者が変更になった際、新旧担当者が引継ぎに用いた文書である。</p> <p>イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、個人情報1に記録された職員の個人電子メールアドレス並びに嘱託医協議を行った医療機関の診療科名、医療機関名、担当医師名及び協議内容（以下「本件協議情報」という。）並びに個人情報2に記録された引継ぎ事項の一部（以下「本件引継ぎ情報」という。）を条例第22条第7号に該当するとして非開示としている。</p> <p><b>《条例第22条第7号の該当性について》</b></p> <p>ア 職員の個人電子メールアドレスについて  (ア) 実施機関は、個人情報1のうち職員の個人電子メールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、職員の個人電子メールアドレスは、開示すると、当該職員が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本号柱書に該当するため非開示としたとのことであった。  (イ) 職員の個人電子メールアドレスは、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、明らかになると、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、当該メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当する。</p> <p>イ 本件協議情報について  当審査会が見分したところ、個人情報1のうち本件協議情報は、審査請求人に係る生活保護事務を所管している区生活支援課が、担当の嘱託医との間で実施した嘱託医協議の詳細な内容に係る情報であり、協議先の医療機関の情報、嘱託医の氏名、医療機関に対する</p>

答申 番号	判断の要旨				
2972	<p>照会内容及びその結果得られた内容、協議を踏まえた今後の対応方針が記録されていた。協議先である医療機関は、本件協議情報については、生活保護の受給者本人等には開示されないことを前提として照会に応じているものと認められる。これらの情報を受給者である審査請求人に開示すると、実施機関と当該医療機関との間の信頼関係が損なわれ、今後、当該医療機関の協力が得られなくなるなど、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。さらに、実施機関の対応方針が明らかになり、それが審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関と審査請求人の信頼関係が損なわれ、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれもあることから、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 本件引継ぎ情報について</p> <p>(ア) 当審査会が見分したところ、個人情報2のうち本件引継ぎ情報は、審査請求人に係る生活保護事務の旧担当者から新担当者への引継ぎ事項であって、審査請求人の生活や対応に係る情報が記録されていた。本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分を除く部分は、旧担当者の審査請求人に対する評価、判定、所見等を記録したものであると認められる。これらの情報を審査請求人に開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関と審査請求人の信頼関係が損なわれ、担当者の対応に疑問や不安を抱くこと等が想定される。したがって、本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分を除く部分を開示すると、実施機関の生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号柱書に該当する。</p> <p>(イ) これに対して、本件引継ぎ情報のうち別表に示す部分は、担当者の評価や認識が入り込む余地のない事実に係る情報が記録されていた。これらを開示しても実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれは認められず、本号に該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p><b>《付言》</b></p> <p>当審査会で、本件処分に係る個人情報一部開示決定通知書を確認したところ、職員の個人電子メールアドレスを非開示としたことについて、非開示とする部分の概要欄及び根拠規定を適用する理由欄が明確には記載されていなかった。非開示とする根拠規定欄は記載されており、非開示とした理由の付記がなされていないとまではいえないとしても、当該記載のみで審査請求人が十分に理解できるかどうかは疑問が残る。実施機関においては、非開示とした理由について保有個人情報の部分ごとの理由が理解できるよう具体的に記載するようにされたい。</p> <p><b>別表 非開示部分のうち開示すべき部分</b></p> <table border="1" data-bbox="236 1480 1453 1615"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1480 743 1529">文書名</th> <th data-bbox="743 1480 1453 1529">該当箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1529 743 1615">ケース移管（担当者変更）について</td> <td data-bbox="743 1529 1453 1615">【引継ぎ事項】記載内容全8行のうち、7行目及び8行目の全て</td> </tr> </tbody> </table>	文書名	該当箇所	ケース移管（担当者変更）について	【引継ぎ事項】記載内容全8行のうち、7行目及び8行目の全て
文書名	該当箇所				
ケース移管（担当者変更）について	【引継ぎ事項】記載内容全8行のうち、7行目及び8行目の全て				

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR4.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

お問合せ先
市民局市民情報課長 小林 且典      Tel 045-671-3881